5/27 朝刊

吉川元農相 有罪

東京地裁判決 鶏卵汚職 賄賂と認定

吉川貴盛被告

鶏卵生産大手「アキタフーズ」グループの秋田善祺元代表(八七)＝贈賄罪などで有罪確定＝から現金計五百万円を受け取ったとして収賄罪に問われ、無罪を主張した元農相吉川貴盛被告(七七)に、東京地裁は二十六日、懲役二年六月、執行猶予四年、追徴金五百万円(求刑懲役二年六月、追徴金五百万円)の判決を言い渡した。いずれも賄賂と認定した上で「大臣として農林水産行政の公正さに悪影響を及ぼし、非常に悪質だ」とした。

弁護側は、現金は「政治活動の応援」との趣旨で、賄賂の認識はなく無罪だと主張したが、向井香津子裁判長は、元農相が政治資金収支報告書に記載しておらず、上着に多額の現金をねじ込まれた受け取り状況を考慮。「秘密裏に扱うべき性質の金銭と理解し、職務に関する期待や意図を含めて渡された可能性を認識していた」と指摘した。

現金は返還されずに全額が使われており「高度の倫理性、廉潔性の自覚が欠けていた。政治献金と思ったという不合理で、一般的な常識からかけ離れた弁解に終始し、政治家として反省していない」と非難した。

一方、現金を求めるような行為はなく、政策判断がゆがめられたとは認められないとして執行猶予を付けた。元農相は弁護人を通じて「主張が受け入れられず誠に残念。判決内容を精査し、適切に対応したい」とコメントした。

東京地裁は二一年十月、元農相に渡した現金を賄賂と認定し、秋田元代表に懲役一年八月、執行猶予四年の有罪判決を言い渡し、後に確定した。

判決骨子

- 元農相吉川貴盛被告は懲役2年6月、執行猶予4年、追徴金500万円
- 受け取った現金計500万円は農相の職務に関する賄賂
- 職務に関する期待や意図を含めて現金を渡された可能性を認識していた
- 一連の収賄行為は、大臣として農林水産行政の公正さに悪影響を及ぼし、非常に悪質だ